

果樹園経営計画の認定（果樹農業振興特別措置法第4条）

第1 農業経営の改善目標が農林水産大臣の定める基準に適合すること（法第4条第1号）

農林水産大臣の定める基準は次のとおり

ア 目標とする農業経営において、果樹農業振興特別措置法施行令第2条に規定する果樹※を含む果樹園経営が重要部門であること。

※果樹農業振興特別措置法施行令第2条に規定する果樹は次のとおり

かんきつ類、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップル

イ 目標とする農業経営が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第5条第2項第2号によって定められた効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標に相当する水準の農業経営であること。

ウ 経営の実質的担当者が地域の果樹産地の中核的担い手となる意欲と能力を有していること。また、目標とする農業経営において必要とする労働力（基幹的な労働力によることを要しないと認められる平易な作業を行うのに必要なものを除く。）がほぼ家族労働力によって充足し得ること。

法人にあっては、原則として法人の構成員のうち、常時従事する者すべてが地域の果樹産地の中核的担い手となる意欲と能力を有していること。また、目標とする農業経営において必要とする労働力（基幹的な労働力によることを要しないと認められる平易な作業を行うのに必要なものを除く。）がその法人の構成員及び構成員の世帯員によって、ほぼ充足し得ること。

エ 当該経営に係る樹園地の所在する地域の平均気温、降水量、冬季の最低極温がそれぞれ別表の欄に掲げるとおりであり、かつ、当該地域において、その生育または結実に重大な支障を及ぼす恐れのある低温、降雪、降霜等が発生する恐れがないこと。

オ 目標とする農業経営において、樹園地の集団化、作業道の整備、果樹栽培の機械化等によって果樹園の効率的な栽培管理が行い得ること。

第2 農業経営の改善目標を達成するため採るべき措置に関する計画が合理的な果樹園経営の基盤の確立を図るために必要かつ適当なものであること（法第4条第2号）。

第3 計画が法第2条の3に定める果樹農業振興計画の内容に照らし適当と認められるものであること（法第4条第3号）。

第4 計画に係る事項の達成される見込みが確実であること（法第4条第4号）。

なお、計画に農林漁業金融公庫から資金の借入を予定している場合には、次に掲げる要件に適合しないと計画に係る事項の達成される見込みが確実であるとはみなされない。

ア 農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）別表第2の2号に掲げる資金の場合
農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通達）第2に定める基準に適合すること

イ 農林漁業金融公庫法別表第2の第1号に掲げる資金の場合
農地等取得金融取扱要綱（昭和38年6月29日付け38農地B第2609号（農）農林事務次官通達）第2に定める認定の要件に適合すること。

別表

果樹の種類		平均気温		冬季の 最低極温	降 水 量 4月1日～10月31日
		年	4月1日～10月31日		
かん き つ 類 の 果 樹	うんしゅうみかん	15℃以上		-7℃以上	
	はっさく	16℃以上		-5℃以上	
	いよかん、ネーブルオレンジ、 甘なつみかん	16℃以上		-4℃以上	
	清見、ふんたん、日向夏、セミノール、 不知火、河内晩柑、さんぽうかん	16℃以上		-3℃以上	
	ぼんかん	17℃以上		-3℃以上	
	たんかん	18℃以上		-3℃以上	
	ゆず	12℃以上		-7℃以上	
	かぼす、すだち	14℃以上		-7℃以上	
りんご	6℃以上14℃以下	13℃以上21℃以下	-25℃以上	1,300mm以下	
ぶどう	7℃以上	14℃以上	-20℃以上	1,600mm以下 (欧州種につい ては 1,200mm以下)	
なし	7℃以上 (西洋なしは7 ℃以上15℃以下)	13℃以上	-20℃以上	(二十世紀及び 西洋なしについ ては 1,200mm以下)	
もも	9℃以上	15℃以上	-15℃以上	1,300mm以下	
おうとう	7℃以上14℃以下	14℃以上21℃以下	-15℃以上	1,300mm以下	
びわ	15℃以上		-4℃以上		
かき (甘がき) (渋がき)	13℃以上 10℃以上	19℃以上 16℃以上	-13℃以上 -15℃以上		
くり	7℃以上		-20℃以上		
うめ	7℃以上		-20℃以上		
すもも	7℃以上		-20℃以上		
キウイフルーツ	13℃以上	19℃以上	-10℃以上		
パインアップル	20℃以上				

注1 上記の基準は、一般に普及している品種及び栽培方法によるものである。

2 平均気温及び降水量については、最近10年間の平均値により、また、冬季の最低極温については、過去の観測記録によるものである。